

「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」の実施について

堺市

堺市では、平成22年10月1日から、市独自の事業として「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

この事業は、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院された場合に、普段ご利用のホームヘルパーやガイドヘルパーを「コミュニケーション支援員」として病院に派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられる環境を確保することを目的としたものです。

(1) 対象者

次の要件を全て満たす方（ただし、施設に入所中の方及び就学前の児童については対象外となります。）

- ① 障害者ホームヘルパー又はガイドヘルパーを利用されている方
- ② 障害程度区分認定調査項目のうち、次のいずれかの項目において「1. できる」以外に該当すると認められる方
 - 6-3-A 意思の伝達
 - 6-3-I 本人独自の表現方法を用いた意思表示
 - 6-4-A 介護者の指示への反応
 - 6-4-I 言葉以外のコミュニケーション手段を用いた説明の理解

(2) サービス提供事業者

ホームヘルパー又はガイドヘルパーの派遣事業者

(3) サービス内容

事業者は、入院先の病院からの許可を得た上で「コミュニケーション支援員」を派遣し、病院のスタッフの方との意思疎通の仲介を行います。

※ 意思疎通以外の介護等については含まれません。（詳しくは裏に記載）

※ 精神科への入院の場合は対象外となります。

裏へ続く

【参考】コミュニケーション支援員の業務に含まれないもの（例）

- ① 注射、点滴、消毒等の処置に対して本人が抵抗する場合の抑止
- ② 離床しようとする、点滴を抜こうとする等の行為がある場合の抑止
- ③ 食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護
- ④ 院内の移動における、支える、車椅子を押すなどの介助
- ⑤ 緊急手術となった場合の同意や転院の同意等、本人の代わりに意思決定を行うこと

（４）コミュニケーション支援員

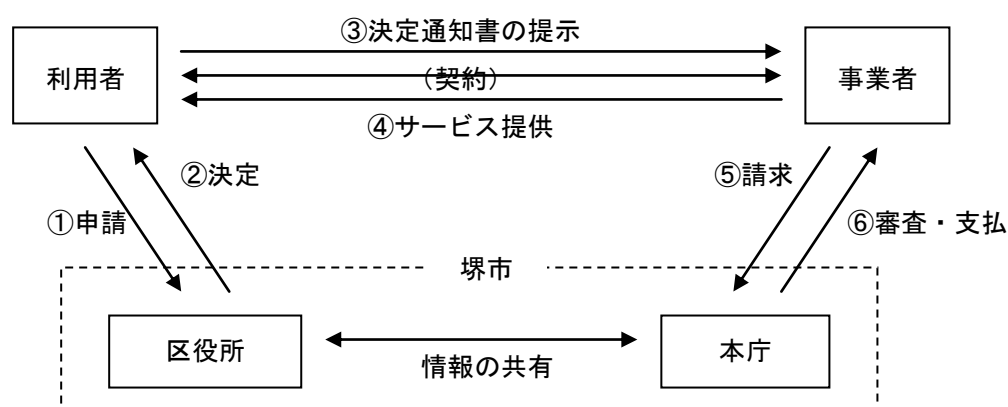
次の要件をすべて満たす者

- ① ホームヘルパー又はガイドヘルパーの従事資格がある者
- ② ホームヘルパー又はガイドヘルパーとして利用者への支援実績がある者
- ③ 利用者との意思疎通に熟達した者

（５）利用時間の上限

1月当たり50時間

（６）事業の仕組み



（お問い合わせ先）

堺市 障害者支援課 認定給付係

電話 072-228-7510

FAX 072-228-8918